

# 第30期東京都青少年問題協議会

## 第1回総会

平成27年1月20日（火）

午後 2 時58分開会

○坂田青少年対策担当部長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから「第30期東京都青少年問題協議会第1回総会」を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年担当部長の坂田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、また、総会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

現在ご出席いただいております委員の方は29名で、東京都青少年問題協議会条例第7条に定めます総会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本協議会の会長並びに委員の皆様方をご紹介申し上げます。

初めに、本協議会の会長であります、舛添要一東京都知事でございます。

○舛添都知事 よろしくお願ひします。

○坂田青少年対策担当部長 次に、委員といたしまして、都議会議員の委員からご紹介いたします。

村上英子委員でございます。

○村上委員 よろしくお願ひいたします。

○坂田青少年対策担当部長 松田やすまさ委員でございます。

○松田委員 はい、よろしくお願ひいたします。

○坂田青少年対策担当部長 山加朱美委員でございます。

○山加委員 よろしくお願ひいたします。

○坂田青少年対策担当部長 伊藤こういち委員でございます。

○伊藤委員 はい、よろしくお願ひします。

○坂田青少年対策担当部長 徳留道信委員でございます。

○徳留委員 はい、よろしくお願ひします。

○坂田青少年対策担当部長 小山くにひこ委員でございます。

○小山委員 はい、どうぞよろしくお願ひいたします。

○坂田青少年対策担当部長 続きまして、区長会並びに市長会の委員をご紹介いたします。

多田正見委員でございますが、本日は欠席の連絡を受けております。

高野律雄委員でございます。

○高野委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 次に、学識経験者の委員をご紹介します。

阿部彩委員でございます。

○阿部委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 井利由利委員でございます。

○井利委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 加藤諦三委員でございます。

○加藤委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 川村百合委員でございます。

○川村委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 岸美津枝委員でございます。

○岸委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 坪井節子委員でございます。

○坪井委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 寺崎千秋委員でございます。

○寺崎委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 仁藤夢乃委員でございます。

○仁藤委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 峯岸道隆委員でございます。

○峯岸委員 峯岸でございます。よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 山本恵子委員でございます。

○山本委員 よろしく願います。

○坂田青少年対策担当部長 本日は、古賀正義委員、近藤彰郎委員、土井隆義委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、関係行政庁及び東京都の委員につきましては、名簿のとおりでございます。恐縮ですが、紹介は省略させていただきます。

また、本日は関係行政庁及び都庁関係局の幹事も出席しております。2ページの幹事名簿

のとおりでございます。

なお、委員、幹事の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、東京都知事、舛添要一よりご挨拶申し上げます。

○舛添都知事 どうも皆さん、大変お忙しい中、第30期青少年問題協議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、きょうのこの第1回総会にもご出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

12月の終わりに東京都長期ビジョン、これを発表いたしました、これから10年間、東京はどのような政策をやるのかということを広く公表いたしましたけれども、その中で、少子高齢・人口減社会の到来ということが東京が直面する課題として非常に大きいということを掲げております。この課題の解決のためには、次の世代を担う青少年が、能力や個性を十分に発揮して、社会の一員として生き生きと活躍してもらおうということが不可欠なわけです。

そこで、このたび東京都の子供・若者計画、これを策定することといたしました。この計画は、青少年が社会生活を円滑に営むことができるように支援などを行う際に、どのような基本的な指針でやればいいのかということを決めるものでありまして、それを着実に実施することによって、全ての人が活躍できる社会。そういう目指すべき東京の将来像を実現したいと思っております。

今回の協議会で、皆様方にこの計画につきましてご審議をいただくことを予定しております。これまでも、東京都としましては、例えばひきこもりの若者などに対して訪問支援を実施するとか、それから、社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を有する青少年に対する支援に取り組んできております。しかし、そうした青少年の抱える問題というのは、一人一人いろいろな問題がありますので、その背景の問題、非常に細かい分析をしてやらないと必要な支援ができないと思っております。

今後はこの計画をしっかりつくって、きょうは府中の高野市長さんもお見えになっていまして、第一線の区、市町村に働きかけまして、地域における支援体制の充実を図りたい。その上で、青少年の健全育成にしっかり取り組みたいと思っております。

そういう観点から、非常に幅広い内容を盛り込みたいと考えておりますので、どうぞ遠慮なく皆様のご経験、ご学識の中で忌憚のないご意見を賜ればと思っております。ぜひこれからの指針となるような、そういう大きな方向づけを皆様のご意見、そしてこの討論、議

論の中からつくっていただければということをお願いいたしまして、私の挨拶にいたします。

本当にきょうはよろしく願いいたします。

○坂田青少年対策担当部長 ありがとうございます。

舛添知事は公務の都合がございまして、ここで退席させていただくことをご了承いただきますよう、お願いいたします。

(舛添都知事退室)

○坂田青少年対策担当部長 それでは、次第第4、本協議会の副会長の選任についてお諮りいたします。

副会長につきましては、資料2の東京都青少年問題協議会条例第4条第3項の規定によりまして、委員の互選となっております。つきましては、どなたか委員の方からのご推薦をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

○峯岸委員 はい。

○坂田青少年対策担当部長 峯岸委員、お願いいたします。

○峯岸委員 副会長といたしまして、早稲田大学名誉教授の加藤諦三委員を推薦いたします。

加藤委員は、青少年問題全般について深い見識をお持ちの先生であり、また、本協議会においては、前期まで5期にわたり副会長としての重責を果たしておられます。最も適任であると思います。どうぞよろしく願いいたします。

○坂田青少年対策担当部長 ただいま、峯岸委員から、副会長として加藤委員をとの推薦がございました。

委員の皆様にご異議がなければ、加藤委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○坂田青少年対策担当部長 皆様のご賛同をいただきましたので、第30期東京都青少年問題協議会の副会長を、加藤委員にお願いすることと決定いたします。

加藤副会長にはこの後の議事進行をお願いしたいと思いますので、恐れ入りますが副会長の席にお移りいただければと存じます。

加藤副会長、よろしく願いいたします。

(加藤副会長、副会長席へ移動)

○加藤副会長 加藤でございます。

青少年問題協議会という大変重要な協議会で私が副会長を務めていかどうかというのはかなり疑問なのですけれども、もう5期ということで、プラスの点といえば都議の皆さんとも随分親しくなれましたし、ただ、知力・体力、寄る年波に勝てないところもあります。ただ、知力・体力全盛期の方も大変多いと思いますので、皆様方のお力を得まして、この職責を果たしていきたいと思っております。

この協議会がうまくいくためには、やはりどうしても都議の委員の先生方と、事務局と、あるいは専門部会の委員の先生方とが、それが非常にうまく機能することが大切だろうと思います。それぞれの立場でそれぞれの特色を十分に生かしながら、何とかして東京都青少年問題協議会の意見が一つにまとまるというような形で努力をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第5の諮問に入らせていただきます。

後から知事から諮問文をいただくことになっておりますが、それに先立ちまして、諮問内容について事務局から朗読をお願いいたします。

○野村青少年課長 本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年課長の野村でございます。

資料3の諮問文を読み上げさせていただきます。

#### 諮 問

26青総青第1068号

東京都青少年問題協議会

会長 舛添 要一 殿

少子高齢・人口減少社会の到来が大きな課題となる中、次代を担う青少年が能力や個性を十分に発揮し、社会の一員としての役割を生き生きと果たすことができる社会を作ること、都民全ての願いであります。

これまでも、都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例等に基づき、青少年の健全育成に向けた様々な取組を行ってまいりましたが、「全ての人が活躍できる社会」という目指すべき東京の将来像の実現のため、ひきこもりや不登校等社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への更にきめ細かい支援が求められています。

そこで、都では、青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を

行う際の基本指針となる計画を策定することとしました。この「東京都子供・若者計画（仮称）」の策定により、都民一人一人の青少年育成に向けた関心を喚起し、都として青少年の健全育成に向けた取組を総合的に推進してまいります。

現在、素案として取りまとめた段階にあります。更に充実した実効性ある計画とするため、貴協議会において内容を検討し、速やかに所要に結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

平成27年1月20日

東京都知事 舛添 要一

## 記

「東京都子供・若者計画（仮称）」について

○坂田青少年対策担当部長 それでは、知事の代理といたしまして、河合青少年・治安対策本部長から、加藤副会長に諮問文をお渡しいたします。

（河合青少年・治安対策本部長から、加藤副会長に諮問文を手交）

○加藤副会長 ただいま、河合青少年・治安対策本部長から、東京都青少年問題協議会について諮問文をいただきました。

後ほど各委員から諮問事項についてのご意見を承りますが、しっかりとこの諮問文を受け取りたいと思います。

それでは、次第の第6の「協議会の運営について」というほうに移らせていただいております。

それでは、今後の協議会の運営について、よろしく申し上げます。

○野村青少年課長 今後の協議会の運営について、ご説明申し上げます。

座りまして失礼させていただきます。

資料4の「第30期東京都青少年問題協議会の運営について（案）」をご覧ください。

「1 第30期東京都青少年問題協議会の運営について」。

（1）諮問内容の専門性等に鑑み、学識経験者の委員により構成する専門部会を設置し、

検討・審議を行うことといたします。

(2)平成27年4月を目途に、専門部会において答申案を取りまとめることといたします。

(3)平成27年5月に全委員を構成員とする拡大専門部会を開催して調整の上、第2回総会において答申を決定することといたします。

(4)答申の後は、別途課題について審議を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、「2 東京都青少年問題協議会の公開等について」でございます。

(1) 会議。

協議会は公開で行うものといたします。ただし、協議会の決定により非公開とすることができます。また、公開する場合におきましても、東京都議会傍聴規則第11条に定める者については、傍聴席に入ることができないものといたします。

(2) 公開の方法につきましては、会議を傍聴しようとする者は、所定の書面に氏名、住所または名称及び連絡先を明記しなければならないものといたします。

(3) といたしまして、「非公開の決定」につきましては、副会長または専門部会長は、委員と協議の上、非公開について決することができるものといたします。

(4) の「会議録」でございますが、協議会の会議録等は、公開するものといたします。ただし、東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する箇所については除かせていただきます。

以上でございます。

○加藤副会長 ただいま、専門部会の設置と協議会の日程、あるいは非常に重要なことだと思いますが、会議の公開等について説明がありました。

専門部会については、いろいろな事情があって、日程の都合上とにかく十分な審議時間を確保したいということがありまして、総会に先立って第1回の審議会を開催しましたことをご了承いただければと思います。

協議会の運営については案のとおりであります。この専門部会の会長を中央大学の古賀委員にお願いしたいと思います。

古賀委員は、青少年のいろいろな困難な問題を抱えた現場に大変お詳しい方で、専門部会の委員の先生方、実際の現場でいろいろな問題を抱えていることに直に接している委員の方が多いわけですが、そういう委員の方の中心になって専門部会を引っ張っていただい



るかと思っております。

それでは、次第の第7の「『東京都子供・若者計画（仮称）』素案の概要について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○野村青少年課長 それでは、ご説明いたします。

資料5「『東京都子供・若者計画（仮称）』素案の概要について」をご覧ください。

着席で失礼いたします。

10分ほどお時間をいただきたいと存じます。

1 ページ目、左側の「計画の基本的な考え方」でございます。ここでは、計画策定の趣旨につきまして、背景等も含めご説明いたします。

知事のご挨拶にもございましたが、少子高齢・人口減少社会の到来が社会的に大きな課題となる中で、次代を担う青少年が能力や個性を十分に発揮し、社会の一員としての役割を生き生きと果たすことができる社会をつくることは、都民全ての願いであると考えております。しかしながら、昨今の青少年につきましては、いじめや児童虐待といった問題がますます深刻化しております。

一方で、青少年を取り巻く現状を見ますと、ひとり親家庭の増加といった生育環境や、雇用全体に占める非正規雇用の割合の上昇など、多様化・不安定化しておりまして、そのような背景を抱える社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対しましては、さらにきめ細かい支援が求められております。

そこで、本計画策定の趣旨ですが、青少年の健やかな育成や、青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、都として総合的な施策を推進するための基本指針として策定するものでございます。

次に、当計画の性格・役割でございますが、主なものとして、まず一つに、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、都道府県計画としての位置づけがございます。

次に、区市町村や関係機関・団体等と連携・協働していくための指針としての役割がございます。

青少年に係る施策を推進するためには、都はもとより、区市町村を初め家庭や企業、地域における民間支援団体等が相互に連携・協働することが重要であるためでございます。

3番目としまして、水色の枠内がございますように、都と区市町村の役割分担を明らかにすることというのも、この計画の重要な役割であると考えております。

まず、都は、それぞれの区市町村が地域の実情に応じた取組を行うことができるように、区市町村の主体性や地域性を尊重しながら、広域的な観点から支援を行っていくということが役割であると考えております。

例えば、区市町村での対応が難しい技術的・専門的に取り組む必要のある事業というものを実施いたしましたり、地域における取組の格差解消を目的としました区市町村間調整などを実施してまいります。

《区市町村に期待する役割》といたしましては、住民に身近な基礎的自治体として、住民が必要とする個別・具体的支援を提供することが大事であると考えます。そのためには、地域の課題や社会資源を把握する必要があり、また、それにより住民が利用しやすいサービスの提供や、支援環境を整えていくことが重要ではないかと考えます。

このように、都及び区市町村それぞれの役割を明確にすることで、都と区市町村との連携による青少年総合対策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、本計画策定は、東京都市長会からの平成26年度東京都予算編成に対する要望事項に盛り込まれた事項であることをつけ加えさせていただきます。

計画期間は平成31年度までの5年間。計画の対象は、おおむね30歳までの子供・若者を青少年としております。

ただし、ひきこもりやフリーターへの支援など、施策によりましては対象を30代まで拡大しております。

この計画におきましては、それら対象全てを含みまして「青少年」と呼称することと整理したいと考えております。

次に、右側の東京の青少年の現状と課題でございます。その例として、3つのデータを挙げております。

左上①は、全国における東京都の児童・生徒の体力・運動能力の順位でございますが、中学生の体力・運動能力の改善に課題があると考えられます。

右上②では、若年雇用者の非正規の職員・従業員割合に関する全国データでございます。雇用者に占める非正規雇用者の割合が、特に25歳～34歳の若者で上昇傾向にあることを示しております。景気が回復傾向にあるとされている中でも、いまだ雇用が不安定な状況にある若者が一定数存在していることがわかります。

③は、不登校児童・生徒の学校復帰率を示したグラフです。7割近くの不登校児童・生徒

が、学校への復帰を果たせていない状況でございます。不登校児童・生徒につきましては、ひきこもり親和群として早期の支援が必要とされています。

④の刑法犯少年の再犯者の推移でございますが、少子化の進行に伴い再犯者数自体はここ数年減少傾向にございますが、再犯者率は遡増傾向にあります。犯罪を二度と犯させないためには、周囲の見守りや居場所づくりといった少年を社会から孤立させない取組が重要だと考えられます。

さらに、⑤の保育ニーズの状況及び⑥の育児休業制度の利用の有無につきましては、子供の健やかな成長を支える環境づくりの課題を示すデータであると考えます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

左側に、この計画の将来像と基本理念、基本方針を示しております。このうち基本方針は、政府の子ども・若者育成推進大綱、いわゆる子ども・若者ビジョンを勘案して作成しております。

なお、政府の子ども・若者ビジョンの概要につきましては、この資料の3ページ目、3枚目右側に参考として掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、右側の「施策体系と主な取組」についてご説明いたします。

3つの基本方針の下に施策の目標、さらに目標実現のための施策の方向性、それに含まれる主な取組を体系立てて、施策体系として取りまとめたものでございます。

こちらの政策体系は、昨年末に庁内関係各局に対して所管する事業や取組について調査を行い、その結果をもとに作成いたしました。いわば現在都が持っている青少年に係る施策のメニューを体系立てて整理したものでございます。

この整理によって、これら施策のユーザーである区市町村、関係機関・団体、そして都民一人一人に対しまして、それぞれが利用可能な都のサービスというものをわかりやすくお示しするという役割がここにはございます。

また、この取りまとめ作業を通じまして、今後都としてさらに充実すべき分野、充実すべき項目を見つけ出すという効果も期待できると考えております。

この部分につきましては、関係各局と調整中の部分もございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

簡単にご説明いたしますと、基本方針Ⅰの「次代を担う青少年の健やかな成長を支援」の下には「1 青少年の自己形成と社会参加を支援」という項目がございまして、こちらには

「こころの東京革命」の取組等が盛り込まれます。

2の「青少年の社会的自立と職業的自立を支援」には、若年者に対する職業訓練の充実でございますとか、非正規雇用対策の充実強化等を含めました若者の就業支援の充実が盛り込まれます。

次の基本方針Ⅱ「社会的自立に困難を抱える青少年を支援」におきましては、「1 抱える課題ごとの取組」といたしまして、ひきこもりや不登校、若年無業者への支援。さらには非行防止と非行少年の立ち直り支援。また、いじめ防止対策などを盛り込んでおります。

次に、2の「青少年の被害防止と保護」といたしまして、児童虐待、児童ポルノ等による被害への対策や、危険ドラッグについての施策等を盛り込む予定でございます。

基本方針Ⅲ「青少年の成長を社会全体で支える地域・社会づくり」におきましては、「1 健やかな成長を支える環境づくり」としまして、保育サービスの充実や交通安全などを含む地域における子供の安全対策、有害情報からの保護などを盛り込みます。

さらに、2の「大人社会の在り方の見直し」といたしまして、ワーク・ライフ・バランスの推進などを盛り込んでまいる予定でございます。

さらにおめくりいただき、3ページ目をご覧ください。「施策の展開と推進」についてでございます。

都といたしましては、都が子供・若者計画を策定することにより、各区市町村が都の計画を勘案してそれぞれの計画を策定することを促し、都内全域で青少年育成総合対策をさらに充実していくことを目指しております。

昨年3月に発足いたしました東京都子供・若者支援協議会を活用し、地域における支援ネットワークの構築に関しましても、運営ノウハウの提供や事業の進捗状況の共有等を通し、支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、2ページ目左側下段にお戻りください。「計画案確定までのスケジュール」でございます。

今後、東京都青少年問題協議会における議論や、パブリックコメントの実施等を経まして、この計画につきましては、本年夏ころの策定を予定しております。

以上で、本計画の素案に概要について、ご説明を終わらせていただきます。

○加藤副会長 ありがとうございました。

ただいま、事務局より、諮問事項である東京都子供・若者計画について、概要というか中

心的な部分をご説明いただきました。

ひきこもりの問題からいじめの問題、虐待の問題、再犯率の増加の問題、広範にわたっていろいろなことが盛り込まれているわけですがけれども、この内容についてのご質問あるいはご意見を伺いたいと思っております。

ということで、次の議題の第8番目の「意見交換」というところに移らせていただきたいと思えます。

もちろんこの諮問事項、専門部会でこれから詰めて真剣に議論をしてまいりたいと思いますが、きょうは総会でもありますので、専門部会の委員の方のほかに、総会として都議の委員の先生方、あるいは高野委員、ご出席いただいておりますので、ぜひこの諮問事項、あるいは諮問事項ばかりでなく、もっと広く今の青少年の問題について、こういうふうを考えるべきでないか、あるいはこういう対策が可能なのではないか、あるいはこういう視点が、例えば、今の事務局から説明がありました子供・若者計画についてはこういう視点が抜けているのではないかなどいろいろあると思うのですけれども、ぜひ委員の皆様のご意見を伺いたいと思えます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○徳留委員 日本共産党の都議会議員の徳留道信でございます。

本日諮問された子供・若者計画の策定、大歓迎であります。この策定具体化に当たって、幾つかの意見と要望について発言をさせていただきます。

子ども・若者育成支援推進法では、目的のところ、子供・若者を巡る環境が悪化して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて、子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、体制施策を具体化することになっています。

そのための大前提として、半年間かけて計画の策定の進め方について意見を申し上げます。

子供・若者計画の具体的な策定に当たっては、都内の子供・若者の実態、全国的に最も多い60万を超える学生の実態など、しっかりとした調査を実施して、子供・若者の実態にかみ合った総合的な支援計画の具体化・策定がされるように要望しておきたいと思えます。

もう一つは、計画の具体化・策定の内容についてであります。子供・若者の実態にかみ合っただけで効果的な計画に具体化されるように、青年団体や子供・若者の支援団体、NPOの皆さんな

どからヒアリングを行うと同時に、公募やインターネットを活用した意見募集。子供・若者の当事者にも特別に協議会に参加してもらい、意見を出してもらって、子供・若者の視点で計画を策定・具体化することが重要でないかと思います。そうしてこそ本当に子供・若者を主役にした計画になり、子供・若者の主体的な参加や意欲も広がり、実効性のある子供・若者計画になるのではないかと思います。

子ども・若者育成支援推進法の第2条の基本理念の2の中では、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」と強調されています。

第12条の意見の反映の項目においては、「子ども・若者育成支援実施の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と強調されています。計画の策定・具体化を進める上で、こうした法律の趣旨をしっかりと踏まえて子供・若者の視点を大事にすることが重要ではないかと思います。

次に、計画の内容にかかわった意見・要望を述べておきます。

1つは、資料でも紹介されているように、30%前後まで拡大している不安定な非正規雇用。さらにはブラック企業、ブラックバイトなど若者の雇用問題の解決。家賃が高過ぎる住宅問題の解決。福祉の拡充、心身の健康や教育の充実問題。また、情報を評価・識別する能力、メディアリテラシー、家庭生活などの幅広い分野にわたって、若者の社会的自立、就業的な自立を支えるための総合的な施策が具体化されるよう、要望しておきたいと思います。

2つ目には、資料でも紹介されておりますが、7割近くが学校への復帰を果たせない児童・生徒の不登校問題。社会的なひきこもりの問題。非正規労働や職場でのパワーハラスメント、使い捨て労働問題などの解消に役立つ計画の具体化を図ることも、若者の社会的自立、就職的な自立にとっても重要だと思います。

3つ目には、親の経済的困難の中で多数の奨学金の借入れ、多額の奨学金の借入れ。その返済のために苦しむ学生が、特に東京には多数います。こうした学生への支援強化を計画の中にきちんと位置づけて具体化していただくよう、要望しておきます。

最後に、子供・若者計画の推進にとって、区市町村との連携・協力が不可欠であることは、先ほども報告ありましたように、言うまでもありません。ところが、区市町村の子供・若者計画の具体化は、少し古い情報ですけれども、昨年1月時点では、東京都では区市町村ではゼロになっています。また、子ども・若者支援地域協議会も、策定は3自治体のみになっ

ています。このようにおこなわれている中で、一昨年、都内の市長会要望でも、都として早く計画をつくってほしいという要望が寄せられていると聞いております。都独自のしっかりとした総合的な子供・若者計画の策定を急ぐとともに、区市町村の計画策定への働きかけ、支援を強化していただくよう意見を述べて、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○加藤副会長 ありがとうございました。

ただいま、徳留委員のご発言のとおり、若者の視点で物事を考える。議論をするだけでなく、それから実効性のあるものに移す。そのためにはどうしたらいいか。こういう視点を専門部会のほうの議論でもしっかりと受けとめながら議論をしていきたいと思いました。

そのほかのご意見、いかがでしょうか。

また、この東京都子供・若者計画という諮問書に限られたものよりも、もうちょっと広く現代の日本の、あるいは東京の抱えている若者の諸問題について、こういう視点で議論してほしいというような大所高所的なご意見がありましたら、ぜひ伺いたいと思います。

はい、松田委員。

○松田委員 今、ご発言いただいた徳留委員と同じ板橋区選出の、都議会議員の自民党の松田と申します。

今、加藤副会長から広い視点でということでしたので、今回の0歳～30歳ということで、私は教育化と保育という2点の観点から意見を述べさせていただきたいと思います。

今、文科省におきましては、教育部門ですが、下村大臣のもとで大学入試改革が行われようとしております。今までのペーパーのみ、暗記・記憶から、より実践的な、社会に出て役に立つ人を、人材を育てよう、こういった視点で行われております。

これに伴って、大学入試だけではなくて、高校、中学、小学校等を所管する東京都におきましても、より実践的に、社会に出てどうやったら本当に役に立つと言ったらおかしいですが、なかなか使えないと言われる人がふえてしまっているという現状において、より実践的な人を育てる教育をしていく必要があると思っております。そういった視点での議論をお願いしたいと思います。

昨日、私、都庁から地元の新年会に向かう途中、池袋駅で女子高生2人が年配の女性の方とお話しをされていて、ちょっとおかしいのでお話しかけをしたら、このおばあちゃんがエレベーターを使いたいだけけれども、エレベーターが東武東上線のホームは1カ所しかなく

て、この改札にはない。ほかの改札まで歩くにはちょっと時間的に、体力的に難しいということで、おんぶしてあげてくださいと向こうから女子高生が話をしかけてきてくれました。なかなかこういった勇気を持ってやるというのは難しい世の中なのかなと思っておりましたが、その年配の女性は結局、息子にもおんぶしてもらったことがないから、なかなか知らない人におんぶをしてもらうのはということでもかたくなに拒否をされていらっしやっただので、その2人と私と3人とで荷物を持って上のホームまで行って、手すりを使って上まで行きました。私、そのとき感じたのは、一瞬でも、この次の電車に乗れなかったら新年会に間に合わないと思った自分が恥ずかしいなと思いました。

そういった子供たちを育てる。そういった実践的に、思ったことをすぐ行動するような、陽明学で言うところの知行合一といった、幾ら学校で学んでも、それを現実としてすぐ行動に移せなければならない。これから道徳改革も行われていきますが、実践的な生き抜く力をつける。そういった教育を小中学校、高校を通じて東京都が主体になって行っていくべきではないかと思しますので、教育に関して1点意見を述べさせていただきました。

もう一点、保育についてですが、毎年8,000人前後の待機児童、それから、保育士不足が叫ばれて久しくなります。これについて、東京都としても最大限の尽力をさせていただいております。

その中で1点、逆の視点から、やはり本当に女性の活躍推進を掲げる今の安倍政権におきましても、女性が本当に働いている人、本当に保育を必要としている人が預けられるような環境整備をしていくべきだと思います。最終的にはこれは区市町村の判断になりますが、保育所の入所要件、そして入ってからチェックというのは、ある区市町村によっては半年に1回就労条件チェックがある。また、ある区市町村では、ゼロ歳児で入って6歳で卒園するまで一度も就労チェックがない。つまり途中で退職をしてしまっても、そのまま保育園に預けているという現状があるというのも事実であります。

私も4人今、保育所に、保育園に預かっていただいております。やはり親が本来育てるものを、子育ての代行を保育園にさせていただいているという感謝の気持ちを持って、そして本来預けるべき、預けたいけれども預けられない人が預けられるような制度にしていかなければならないと思っております、そういった意味で、広い視点を持って都の指針をお示しさせていただきたいと思っております。

東京都としては、本来であれば親が育てるべきですが、本当に就労をしている人、就労し



たいけれどもできない人のために保育所を使えるような仕組みにするというのを区市町村に通達をしていくような議論をしていただければありがたいと思います。

以上、2点でございます。

○加藤副会長 ありがとうございます。

今、松田やすまさ委員の言われた社会的能力が落ちてきている中で、その社会的能力をどうやって育成・発展させるかという、それは青少年問題協議会としても大変重要な問題、重要な視点だと思います。そういうこともしっかり頭に置いて専門部会のほうでも議論していきたいと思っております。

広い範囲で、この計画そのもののことより少し幅を広げてご意見いただければとも思いますが、いかがでしょうか。

○小山委員 都議会議員の小山でございます。

先ほど加藤副会長からもお話ありましたように、幅広い視点でということですので、意見を申し上げさせていただきたいと思うのですが、青少年が抱える課題、ひきこもり、不登校、非行などさまざまあるかと思いますが、やはりその背景といいますか、そういったところにもぜひ視点というか、言及をいただければと思っております。特に子供の貧困であるとか、都内の子供たちの就学援助費の率などもだんだん高くなっているという現状が、あると認識をいたしております。

そういった実態を十分捉えていただいた上でのご議論をいただければということと、そういった根本的な背景に対する何らかの考えというか対策というのも、ぜひこの専門部会のほうでご議論をいただき、ご検討いただければ、大変ありがたいと思っております。

そういう中で、すばらしい子供・若者計画を練っていただくことをお願いをできればと思います。

以上です。

○加藤副会長 ありがとうございます。

小山くにひこ委員の言われたとおりに、確かに貧困の連鎖の問題というのは、実は先ほど開かれました専門部会で既に出ておりますし、その背景をどう考えるかということについても既に議論は出ておりましたけれども、今、小山委員の言われるようなことは、しっかり議論の前提として踏まえながら議論していきたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

○伊藤委員 都議会、公明党の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これは私も議会の中で申し上げたことがあるのですが、さまざま区市町村、それから都道府県、国の行政の施策の中で、この世に生まれてゼロ歳から、小中高と過ぎて大体高校を卒業するぐらいまでの間、さまざまな行政からの支援・施策があるわけですが、奨学金等にはありますが、高校を出てから結婚して子供さんを持つようになるまで。ここの間が、ほとんど青年に対する施策というのは圧倒的に少ないと私は思います。ですので、そういった観点からも、今回の子供・若者計画、非常に大事だと思いますし、この計画を、具体性を持った都政を運営していかなければならないと思います。

対象はおおむね0歳～30歳未満の青少年ということでもありますけれども、今、申し上げたような、ちょうど行政の空白になっているこの年齢の方々への支援策というものを考えていかななくてはいけないのではないかと。このように思うのが1つです。

これまで社会的に対応が困難な青少年の問題についても、この協議会でさまざまに、先生を中心に議論させていただく中で、例えば青少年・治安対策本部が中心にやっていたという若ナビだとか、さまざまな施策があったわけでもありますけれども、こうした社会的に対応が困難な子供さん、あるいは青少年。実は、私は議員になる前は、児童センターの指導員を約20年やっておりましたけれども、一概には言えませんが、やはり家庭の中あるいは学校で自分の居場所がない、心の居場所がない。こういう青少年が非常に多かったわけでありまして、こういったところをぜひこの計画の中で、こうした青少年の居場所というものも考えていかなければいけないかなと思います。

もう一点は、今、申し上げた社会的対応が困難な青少年、子供さんもいらっしゃるわけでもありますけれども、一方で、社会生活に非常に円満に結びついていった青年たちも多くいるわけでもあります。

申し上げたような、今まで私は一緒に過ごしてきたような青年たちを振り返ってみると、1つは社会的な経験とか、あるいは自然の中での経験だとか、非常に経験が豊富。確かに勉強、学歴、そうしたものも大事なわけけれども、こうした非常に経験豊富な青年は、割りと社会に出て行ったときに円滑に社会の中に溶け込んでいくことができたのではないかと。このように思いますので、社会的困難な青少年に目を向けていくことも大事なのですが、一方で円滑に移行できた、そういう青年はどういう背景を持っていたのか。こんなことを分析するのも大事かなと、このように思います。

以上です。

○加藤副会長 ありがとうございます。

ただいまの伊藤こういち委員の指摘、大変重要なことだと思いました。心の居場所という言葉が出ましたけれども、要するに、目に見える課題というのは割りと対応しやすいし、目に見える課題だと皆が注目するわけですが、実は目に見える課題の背景に目に見えない課題というのがあって、その目に見えない課題というのはどうしても見落とされがちですね。

したがって、この協議会の専門部会のほうでも、目に見える課題の背後にある目に見えない課題ということまでしっかり視点に置いて、まさに居場所がないという具体的な問題と、もう一つ、目に見えないものとして、居場所は社会的・現実的には幾らでもあるのだけれども、心の居場所がないという問題も非常に背景にあるかと思うのですね。ですから、そういうことも含めてしっかり議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ。

○村上委員 お疲れさまです。

加藤副会長については、また引き続きということで大変お世話になります。

私もこの青少年問題協議会、長いこと参加をさせていただいているのですが、特に今回の子供・若者計画の素案の概要を拝見をしますと、ある意味では大変幅が広い。年齢を一つとっても0歳～30歳ということで、先ほど松田委員からもお話がありましたけれども、保育と児童という観点から考えただけでも全く対象が違います。対象が違ってきますと対応も当然違ってくるわけで、ではゼロ歳の子供と、あるいは28歳、30歳の青年と同じかというのと、全く違うわけで、この辺の年齢の幅の広さのところをどういったような観点で対応策を見つけていくのかということが一つ大きなポイントになってくるだろうと思っています。

それから、今、社会の動きを見ていまして、今、加藤副会長がおっしゃったように、確かに社会復帰のできない方、あるいは居場所のない方。でも、一方から見たときに、私たちからは居場所がないように見えるけれども、ご本人にとってはそれが心地のいい居場所であるという捉え方もできるのではないかということで、やはり多方面からものを見ないと、我々の感覚だけで決めつけてはいけないなという思いが大変しました。

このところのテレビをにぎわせている、ようじをお菓子に入れる。あの背景の中に、やはり彼は自分がここにいるのだよという自己アピールをしたいという思いが非常に強くあるように私は見受けられました。ですから、若者1人を捉えたときに、果たして引きこもってい

る子供が居場所がなく悲鳴を上げたがっているのか、そうではないのか。この見きわめをしっかりとしていきますと、具体的な方向性を示すことができないのではないかと考えています。

とりわけ専門委員の先生方においては、ご専門の分野がそういった部分に非常に長けていらっしゃる先生ばかりでございますから、やはり多方面からのご意見をぜひ専門委員会の中で出していただいて、我々議会でお手伝いできる部分、そうでない部分、この辺の色をある意味ではおつけをいただいたほうがありがたいのではないかと。

というのは、先ほど来申し上げているように、要は、ゼロ歳に生まれたばかりのお子さんから、もう就労あたりにきちっと手を差し伸べなければいけない年代。さらにその上の年代。それから、今、伊藤議員がおっしゃった、本当に隙間に当てはまる年代。ここによって全く違うわけですから、それをまた観点を変えると、家庭を見たときに、今の家庭、ワーク・ライフ・バランスももう10年、20年前から比べると大いに変化をしてきているわけですから、その変化に応じた中で、しっかりとした対応をどこでとれるのかということをご示唆いただければありがたいと思います。

○加藤副会長 ありがとうございます。

今、村上英子委員が言われましたように、確かに問題の正確な把握がなく、やたらに対策ばかり立ててもずれてくるということで、我々も正確な自体の把握ということ。その正確な事態の把握というのが、今、委員が言われましたように、多くの視点、1つの視点ではなくていろいろな視点から見て、自体をきっちり把握していく。そして、その対策を打つ。大変重要な問題でありながら、大変難しい問題でもあり、そしてそれをきちんと議論の背景に意識しながら専門部会は議論していかなければならないのだと思いました。

そのほか、ご議論どうぞ。

○山加委員 ご苦労さまでございます。自民党の山加でございます。

次の次代の日本の宝物であります子供たちや若者。この若者たちがしっかりとオンリーワンの人生を持って、力強くみずからの足で立ち上がっていただく。そのためのそれぞれのステージにおける支援が細かくなされていなければならないと思っています。その意味におきまして、この東京都子供・若者計画が見事な形で次の日本の底力となる、そんな礎を築いていただきたいと願っております。

計画の対象が0歳～30歳、大変幅広いわけですが、ゼロ歳児はまさに自分で考える

ことができない命であります。母親が、そしてまた父であり、また家族がその温かさを、ぬくもりを、愛情をいかにその子供に感じさせるか、体感として感じさせるかという、そんな支援もしっかりと盛り込まなければならないと思っております。その意味においては、やはり母として、へその緒が切れる瞬間というのがあるわけではありますが、そのときの母の力というものをしっかりと社会の中で、いわゆる母性教育といいますか、そんな教育の場面が少し少ない気がいたしておりますので、そんなことも盛り込んでいただけたらと思います。

そしてまた、私は委員会で何度か申し上げているのですが、子供を産むに適した年齢。女性の、いわゆる卵子の数が減少していくという確かな現状があります。そのことはあまり教育の中で触れられておりませんが、しっかりと子供を産むに適した年代があるということも、教育の中の一つとしてももう少し盛り込んでいくべきではないかなと思っております。

また、子供たちがそれぞれのステージによってきめ細かく支援のあり方があるわけですが、これから私ども、しっかりと2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、舛添東京都知事を中心として、世界で一番の首都・東京ということを目指して今、進んでいるわけがありますけれども、その先の人生を、社会を築いてくださる次代の宝物が、それぞれの子供のころから家庭の中で、そしてまた学校の中で、社会の中で、それぞれのステージに応じた、いわゆるボランティアのあり方。これはステージに応じて違ってくると思うのです。ですから、国際社会の中でも日本のボランティア意識は大人の社会においても少しおこなっていると言われておりますが、小さな子供の時代からそれぞれのステージに応じたボランティアのあり方というのをしっかりと指導できる、そんなステージも必要ではないかなと思っております。

ちょっと細かなことになりましたけれども、意見として申し上げさせていただきます。

○加藤副会長 ありがとうございます。

山加朱美委員の意見も本当にごもつともで、全体として言うと、共同体が崩壊している中でこういういろいろな問題が出てきたということで、中心にあるのは、やはり共同体感情というものをいかにして育成していくかということが青少年問題の根源にあると思うのですが、それが非常に難しい。だけれども、その問題を、共同体感情の育成ということの問題意識として持ちながら議論しろというお言葉だと受け取りましたが、ありがとうございました。

高野委員、いかがですか。

○高野委員 いろいろご意見がありまして、区市町村の立場から、改めて現在における青少年、子供・若者の課題というのは本当にたくさんあるのだなと改めて思い起こしているのですが、ここ数年不登校について言えば、本当に関係機関みんなで全力を上げて不登校児童・生徒のないように努力しているつもりですが、ふえはしませんが、減る方向にはなかなかなっていない。

児童相談、特に虐待等の相談を受け付ける場所においては、ふえることはあっても減ることはないというのは、これが現場の実情だろうと思いますし、また、中高生、小学生からかもしれないですが、スマホを持つことによって、SNSでつながっているところでのいじめの問題。また、有害情報を得る中で、薬物等への軽率な接近などが報告としてはあるようにも思っております。

保育所、保育園の待機児の課題というのはどこでも共通の課題になっているのですが、実際施設をふやしたり、定員を毎年ふやしておりますが、施設をつくれば待機児がふえる。そして全く減る状況にないというのが具体的な課題になっています。

ぜひ今回の子供・若者計画においては、平成27年度から子ども・子育て支援法が始まって、これの解決にもつながるはずですが、しかし、実態としてはどうなるか非常に不安を持っておりますので、東京都の目線でこの新法にどう取り組むか。東京都ならではのという子育て支援の充実という特性を踏まえてということも書いてありますので、ぜひここはしっかり押さえていただきたいと思っておりますし、先ほど加藤副会長のほうからお話ありましたが、地域の協働の力。これがどのように具体的に都民あるいは市民に伝わっていくか、大人の行動がどうあるべきなのか。そういったことから子供や、あるいは若者の心の居場所づくりにつながるような、そういった計画を進めていただきたいと思っております。

本当に具体的な解決につながる計画となるように私も努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○加藤副会長 最後に、具体的な解決に至るといって大変難しい議論をしなければならないと思いましたが、おっしゃいましたように、本当に東京都も地方自治体もそれぞれみんな努力しているのですが、今の高野委員の言われましたように、虐待の問題などというのは、みんなが議論しながら、努力しながら、それでも増加していってしまうということが現実にあるわけで、したがって、どこが本当に問題なのか。これだけ努力しても現実に児童虐待と

いうのはふえていく。しかも、児童虐待をしている母親が冷酷非道な人間であれば、これは常識の理解の範囲内なのでしょうけれども、極めて規範意識の高い親が現実の行動として虐待をしている。しかもそれが増加してしまう。背景には努力している。ですから、恐らく現在の問題というのは非常にわかりにくくて、本質は何か、このことの本質は何かということを引ききちんと把握しながらでないと、非常にうわっ面な議論になるかと思えます。

きょう、いろいろなご意見を専門部会以外の総会の委員の先生方からいただきましたので、このことをしっかりと踏まえて議論をさせていただいて、それを総会で皆さんにお諮りして、まだこういう点が抜けている、あるいはもうちょっとこういう違った視点があるのではないかというようなことをご指摘いただいて、総会と専門部会が非常にうまく機能して、できれば有効な子供・若者計画というものの策定を最終的に一つの意見にまとめられればと思いますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

まだ何かこの総会の場で言っておきたいということ、ご意見ございましたら。

はい、どうぞ。

○徳留委員 1つだけです。この子供・若者計画というのは、東京都政の中で言えば非常に全庁的な取組にならざるを得ないと思うのですけれども、2枚目のところの基本方針、施策の目標というところと、1枚目の、今、子供をめぐる実態を示すデータの中で使われていない問題で、子供の貧困問題がことし、去年から年末年始にかけてメディアでも相当取り上げられて、物すごく深刻な事態になっているのではないかと。

残念ながら文言がないのですけれども、6分の1、16.3%が子供の貧困状況だと、そしてひとり親家庭だと54%ぐらいで、OECDの中でも最低クラスと言われている中で、こういう子供をめぐる深刻な事態の根本に、子供の貧困問題というのは決して避けて通れないのではないかと。もちろん施策もいろいろな問題に手を打たないと、多分子供の貧困問題は解決できないと思うのですけれども、しかし、それを打つことによって、子供たちが安心して成長して将来に展望を持てるようになれば、大人の世界にも展望が開けるといって、そういうものではないかと。ですから、ぜひ東京における子供の貧困問題も、その背景にいろいろな問題があると思うのですけれども、検討して、何らかの形で解決の手立てを打っていく必要があるのではないかと。

実は、私、たまたま昨年度の政府の子供・若者計画の報告書を見ましたら、全国における子供をめぐる貧困の実態がデータにちゃんと載せられているのですね。今回、東京都の場合

は限られているから載っていないと思うのですけれども、しかし、6人に1人の子供が貧困状況で、ひとり親家庭で54%というのは、どう見てもすごく深刻な状況だと言わざるを得ないので、ここにも、やはり半年間かけて議論して打開策を練る上で、ぜひテーマとして挑戦する必要があるのではないかなと思いました。

○加藤副会長 ありがとうございます。

徳留委員のご議論、しっかりと受けとめて議論したいと思います。

確かに貧困の問題というのは、貧困だけではなくて、その人たちのコミュニケーションが社会の中で絶たれてしまっている。だから、単に貧困ということではなくて、人間関係のネットワークからも外れてしまっている。それを中心にいろいろな問題があると思います。それらについては、時間の許す限りみんなで議論をしたいと思っております。

まだどうしてもこれだけは言っておかなければというご意見がありましたら。

それでは、「意見交換」はこれで終了いたします。

事務局のほうから何か連絡事項がありますので、お願いいたします。

○野村青少年課長 ございません。

○加藤副会長 特別な連絡事項はないですね。はい、わかりました。

それでは、これをもちまして「第30期東京都青少年問題協議会第1回総会」を閉会させていただきます。

委員、幹事の皆様、ご協力ありがとうございました。

午後4時11分閉会